

☆ 保育士・保育所支援センター 利用案内

福岡市では、保育士及び子育て支援員等の安定的な保育人材の確保を図るため、保育士・保育所支援センター（無料職業紹介所）を開設しています。たくさんの方のご利用をお待ちしています。

開設場所・時間

- 福岡市役所 13階 こども未来局子育て支援部 指導監査課内
（福岡市中央区天神 1丁目 8番 1号）
- 月曜日～金曜日 9：00～17：30

支援センターの仕事

- 求職者の就労に関する相談やニーズに合った就職先の提案・紹介・あっせん
 - 保育所等の求人募集や採用状況の把握、求人に関する相談
 - 求職・求人双方のニーズ調整
 - 保育所等で働く方の相談等
- *相談は、電話でも受け付けています（匿名でもお受けします）。また、相談者から知り得た個人情報「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱いますのでお気軽にご相談ください。



必要な手続き・・・詳細は裏面をご覧ください

- *保育士及び子育て支援員等として働きたい方は・・・
 - ①「求職登録」してください。
（保育士証登録番号・登録年月日、子育て支援員等認定番号・認定年月日の記入が必要です）
 - ②保育士就職相談員が就職相談やあっせんをいたします。
*希望や条件に合う保育所等を提案し、ご紹介いたします。
 - ③保育所等の面接を受けます。
*面接後、就職されるかどうかは、保育所等の採用担当者へお返事ください。
*希望に合わなかった場合は、再度ご紹介いたします。
- *保育士及び子育て支援員等を探している保育所等は・・・
 - ①「求人登録」してください。*求人票には、就業条件を詳細に記載してください
 - ②就職希望の求職者をご紹介いたします。
 - ③求職者との面接（場合により試験）を行ってください。
 - ④選考結果は、求職者及び支援センターにお知らせください。

福岡市保育士・保育所支援センター（無料職業紹介所）

福岡市役所 13階 こども未来局子育て支援部 指導監査課内
TEL (092) 711-6808 FAX (092) 733-5718
E-mail: shidokansa.CB@city.fukuoka.lg.jp
担当：保育士就職相談員



* 求職する場合・・・登録の有効期間は1年間です。

●「求職票」の登録方法（希望される対象施設用の用紙をご利用ください）

- 福岡市保育士・保育所支援センターに来庁し、記入、提出
- 求職票を下記 HP からダウンロードして記入後、持参、メール、郵送、FAX 等で提出

福岡市 HP（保育士・子育て支援員等）

申請書ダウンロード⇒申請書ダウンロードサービス

⇒子ども・子育てに関する申請書・様式

⇒福岡市保育士・保育所支援センター（無料職業紹介所）

福岡市保育協会 HP（保育士のみ）

保育のひろば⇒保育園への就職について⇒採用情報（保育士）

⇒求職登録について（保育士）⇒求職票ダウンロード

●求人情報・相談等について

- 保育士の方は、福岡市保育協会 HP「保育のひろば」で、求人園の情報をご覧いただけます。
- 十分ご相談ができるよう、来庁での相談をおすすめします。
仕事や遠方等で来庁が難しい場合は、メールや電話等でも相談に応じます。

* 求人する場合・・・登録の有効期間は1年間です。

●「求人票」の登録方法

- 求人票を下記 HP からダウンロードして記入後、持参、メール、郵送、FAX 等で提出

福岡市 HP

申請書ダウンロード⇒申請書ダウンロードサービス⇒子ども・子育て

⇒福岡市保育士・保育所支援センター

福岡市保育協会 HP（保育所）

保育のひろば⇒加盟園専用（園関係）⇒様式ダウンロード⇒その他

⇒指導監査課⇒保育士・保育所支援センター

【ご注意ください】

- ・ 求人票は、保育所用・地域型保育事業所用がありますので必要なものをご利用ください。
- ・ 求人票は就業条件明示書を兼ねています。求職者の方が、業務の内容について具体的に理解できるような詳細な記載が必要となっています。
- ・ 勤務時間や時給など、勤務条件が違う求人内容（常勤・パート等）は、各々の求人票を提出してください。
- ・ 求人票は、必ず写しをとっておいてください。
- ・ 有効期間中に求人を取り下げの場合は、必ず連絡をしてください。
- ・ 面接・採用について、求職者には速やかに選考結果をお伝えください。また、センターには、選考結果通知書（紹介状裏面）をFAXしてください。
（紹介状の裏面が選考結果通知書になっています）
- ・ 履歴書は個人情報です。採用されない場合は、適正な個人情報管理のためにも、ご本人に返却してください。

